

処遇改善加算管理システム代理店規約

本サービスの取扱代理店となる者（以下「代理店」という。）は、株式会社合同経営（以下「当社」という。）が運営する処遇改善加算管理システム（以下「本サービス」という。）を取り扱い、又は利用するにあたり、本代理店規約（以下「本規約」という。）の各条項を遵守するものとする。

本規約に基づき代理店と当社との間に成立する契約を、以下「本契約」という。

第1条（目的）

1. 当社は、代理店に対し、本サービスを取扱代理店として取り扱う権限及び本規約に基づく本サービスの利用を認めるものとする。
2. 代理店は、次に掲げる業務（以下総称して「代理店業務」という。）を行うものとする。なお、第2号又は第3号のいずれにより、又はこれらを組み合わせて顧客に本サービスを提供するかは、代理店の判断によるものとする。
 - (1) 顧客に対する本サービスの紹介、利用開始に必要な手続及び利用支援
 - (2) 顧客に本サービスを利用させること
 - (3) 顧客のために、代理店自ら本サービスを利用すること
3. 本規約において「顧客」とは、代理店業務の対象となる法人をいう。
4. 顧客は、当社との間で本サービスの利用に関する契約関係を有しないものとし、本サービスの利用に関する顧客との取引は、代理店と顧客との間で行われるものとする。

第2条（非独占的取扱い）

代理店は、本契約が、当社による本サービスの直接の提供若しくは取扱い、又は当社が他の事業者との間で代理店その他本サービスの取扱いに関する契約を締結することを制限するものではないことを確認する。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、必要に応じて本規約を変更することができるものとする。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生日を定め、原則として当該効力発生日の1か月前までに、変更内容及び効力発生日を代理店に通知し、又は当社所定のホームページその他適切な方法により周知するものとする。
3. 前項にかかわらず、変更内容が軽微で代理店に特段の不利益を与えない場合、又は法令への対応、セキュリティ上の必要性その他緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
4. 変更後の本規約は、第2項に定める効力発生日から適用されるものとする。
5. 代理店が変更後の本規約に同意できない場合は、効力発生日の前日までに第23条に定める方法により解約申請を行うことができるものとする。この場合、第23条第2項にかかわらず、本契約は効力発生日の前日をもって終了するものとする。
6. 代理店が変更後の本規約の効力発生日以後も本サービスの利用を継続した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

第4条（契約の成立、契約期間及び更新）

1. 本契約は、代理店が当社所定の方法により本サービスの利用を申し込んだ日に成立するものとする。
2. 本契約の契約期間は、前項に定める申込日から1年間とする。
3. 契約期間満了までに、代理店又は当社のいずれからも契約を終了する旨の意思表示がない場合、本契約は、期間満了日の翌日から同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
4. 当社は、申込内容の確認その他必要な審査の結果、本サービスの提供を継続することが適当でないと判断した場合、本規約の定めに従い、本サービスの提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。

第5条（月額手数料）

1. 代理店は、当社に対し、本サービスの利用に係る月額手数料を支払うものとする。
2. 本サービスにおいて代理店が顧客に発行する専用のURLを、以下「顧客用URL」という。月額手数料は、15,750円（税抜）を基本額とし、毎月末日時点における顧客用URLの登録状況その他の利用状

況に基づき、課金対象として取り扱われる顧客用 URL1 件につき 1,575 円（税抜）を加算した額とする。

3. 課金対象となる顧客用 URL の判定は、毎月末日時点における本サービス上の登録情報、利用状況その他課金対象性を適正に判断するため当社が必要と認める情報を踏まえ、当社が行うものとする。

4. 前各項の月額手数料には、別途消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算するものとする。

第 6 条（月額手数料の支払方法）

1. 代理店は、本サービスに係る月額手数料及びこれに係る消費税等を、当社が別途指定する期日までに、次のいずれかの方法により支払うものとする。ただし、次の各号に定める支払方法の手続が完了するまでの間、又は次の各号に定める方法による支払いがされなかった場合は、当社が指定する預金口座への銀行振込により支払うものとする。

（1）代理店が指定する預金口座からの口座振替

（2）当社が指定するクレジットカードによる決済

2. 前項ただし書きの銀行振込に要する振込手数料は、代理店の負担とする。

3. 月額手数料が、請求書その他当社が通知する支払期日までに支払われない場合、代理店は、年率 14.6%の割合による延滞利息を当該月額手数料に加算して支払うものとする。

4. 代理店が月額手数料及び消費税等を支払期日までに支払わない場合、当社は、代理店に対して相当の期間を定めて催告した上で、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。

第 7 条（本サービスの提供）

1. 当社は、代理店に対し、本規約に基づき本サービスを提供するものとする。

2. 当社は、本サービスの安全な利用及び適切なアクセス管理を目的として、アカウントごとのアクセス権限の設定、二段階認証その他の認証機能、操作履歴その他のログを記録する機能その他のセキュリティ機能を提供することができるものとする。

3. 前項に定める各機能の具体的な内容、仕様及び提供方法は、当社が別途定めるものとする。

4. 当社は、本サービスの改善、法令若しくは制度の変更への対応、セキュリティの確保その他合理的な必要がある場合、本サービスの内容、機能、仕様、画面構成その他の提供条件を変更、追加又は廃止することができるものとする。

5. 本サービスにおいて提供される計算、表示、案内その他の情報は、代理店又は顧客による確認及び判断を補助するものであり、法令上又は制度上の判断を代替するものではない。

6. 当社は、本サービスの利用により、代理店又は顧客が特定の加算、助成、認定その他の行政上の取扱いを受けられること、又は本サービスを利用して作成、確認若しくは出力した内容が行政機関その他の第三者により承認、受理若しくは適正と判断されることを保証するものではない。

第 8 条（代理店業務及び顧客対応）

1. 代理店は、自己が代理店業務を行う顧客について、自己の責任において適切に対応するものとする。

2. 代理店は、本サービスに関する顧客との連絡、案内及び問い合わせ対応の窓口となるものとする。顧客との対応は、当社が別途認める場合を除き、原則として代理店を通じて行うものとする。

3. 代理店は、顧客から受けた問い合わせその他の相談のうち、本サービスのシステム上の仕様、不具合、障害その他代理店において対応することが困難な事項については、必要に応じて当社に確認することができるものとする。

4. 当社は、本サービスのシステム全般の運営、保守、管理及び改善を行うものとする。ただし、代理店業務及び顧客への対応は、代理店の責任において行うものとする。

5. 代理店業務に起因して顧客との間に問題又は紛争が生じた場合は、第 19 条の定めに従うものとする。

6. 代理店は、顧客に本サービスを利用させる場合、第 13 条及び第 15 条に定める事項に準じて顧客が遵守すべき事項を、顧客に周知するものとする。

7. 顧客が前項の事項に違反した場合、当該違反についての責任は当該顧客が負うものとし、代理店は、自己の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当該違反について責任を負わないものとする。こ

の場合、当社は、当該顧客による本サービスの利用の全部又は一部を停止することができるものとし、代理店は、当社が行う調査その他必要な対応に協力するものとする。

第9条（代理店の権限及び取扱い）

1. 代理店は、本規約に定める範囲で代理店業務を行うものとし、当社を代理して契約を締結し、当社に義務を負担させ、又はその他当社を拘束する権限を有しないものとする。
2. 代理店と当社との関係において、代理店は、当社の事前の承諾なく、本サービスの内容、仕様、保証その他当社が定める条件について、当社が定める内容と異なる説明、約束又は表示を行ってはならないものとする。
3. 代理店と顧客との間の取引については、利用条件、利用料金その他の取引条件は、当社が別途定める事項を除き、代理店の責任において定め、管理するものとする。
4. 代理店は、代理店業務を行う際、自らが本サービスの提供者又は運営者であるかのような表示又は説明を行ってはならず、当社が本サービスの提供・運営主体であり、代理店は当社から認められた取扱代理店として本サービスを取り扱うものであることを、顧客に対して明確に説明するものとする。
5. 代理店は、顧客に対する本サービスの利用料金その他の取引条件を表示又は説明するにあたり、顧客に誤認を生じさせ、又は本サービス若しくは当社の信用を著しく害する態様で取引条件を表示又は説明してはならないものとする。
6. 当社は、代理店が設定する利用料金その他の取引条件の表示、又はその説明の方法について、顧客に重大な誤認を生じさせ、本サービス若しくは当社の信用を著しく害し、又は顧客との間に重大なトラブルを生じさせるおそれがあると合理的に判断した場合、代理店に対し、その内容について説明を求め、又は必要な改善を求めることができるものとする。

第10条（第三者による取扱いの制限）

代理店は、当社の事前の承諾なく、第三者を本サービスの代理店、再取扱事業者その他これらに類する立場として、代理店業務に従事させてはならないものとする。

第11条（報告及び調査への協力）

1. 当社は、本規約の遵守状況、顧客への対応状況、月額手数料の算定その他本サービスの適正な運営のため必要がある場合、代理店に対し、必要な事項について説明、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。
2. 代理店は、前項の求めが合理的な範囲のものである場合、これに協力するものとする。

第12条（システムの保守等）

1. 当社は、本サービスの安定的な提供及び維持管理のため、保守、点検、更新その他必要な作業（以下「計画メンテナンス」という。）を実施することができるものとし、その実施に必要な範囲で本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとする。
2. 当社は、計画メンテナンスを実施する場合、原則として事前に代理店に通知するものとする。
3. 当社は、本サービスの安定的な提供又は維持管理のため緊急に必要があると判断した場合、緊急の保守、点検、更新その他必要な作業（以下「緊急メンテナンス」という。）を実施することができるものとする。
4. 緊急メンテナンスについて事前の通知が困難な場合は、当社は、実施後速やかに代理店にその旨を通知するものとする。

第13条（アカウント及び認証情報の管理）

1. 代理店は、本サービスの利用に必要なアカウント、パスワード、認証コードその他の認証情報（以下「認証情報」という。）を自己の責任において適切に管理するものとする。
2. 代理店は、自己に付与された認証情報を第三者に使用させ、貸与し、譲渡し、又は開示してはならないものとする。
3. 代理店は、認証情報の漏えい、紛失、不正使用その他セキュリティ上の問題が生じ、又はそのおそれがあることを認識した場合は、速やかに当社に連絡するものとする。
4. 代理店による認証情報の管理不十分、使用上の過誤又は第三者の不正使用等により生じた損害について、当社に故意又は重過失が認められる事由がある場合を除き、代理店がその責任を負うものとする。

る。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

代理店は、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、当社の事前の承諾なく第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならないものとする。

第 15 条（禁止行為）

代理店は、本サービスの利用その他本契約に関連して、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 本サービスの運営又は提供を妨害する行為
- (3) 本サービスを構成するソフトウェアについて、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他ソースコードを取得しようとする行為
- (4) 自己に付与された認証情報を、第三者と共有し、貸与し、譲渡し、又は利用させる行為
- (5) 自己に付与された権限を超えて本サービスを利用し、又は利用を試みる行為
- (6) 他の代理店、顧客、その他の第三者の認証情報を使用し、又はその入手を試みる行為
- (7) 他の代理店、顧客、その他の第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 自己の利用権限の範囲外にある情報を閲覧、変更又は改ざんする行為
- (9) 二段階認証、アクセス制限その他本サービスに設けられた認証機能又はセキュリティ機能を回避し、無効化し、不正に突破し、又はこれらを試みる行為
- (10) 本サービスに不正アクセスを行い、過度な負荷を与え、有害なプログラム若しくはデータを送信し、又はその他本サービスの安全性若しくは正常な運営を害する行為
- (11) 本サービスの料金算定その他の適正な運営を妨げる目的で、登録情報、利用状態その他本サービス上の設定を不正に変更し、操作し、又はこれらに類する行為を行うこと
- (12) 本サービスの広告、紹介その他の活動において、事実と異なる表示、顧客に誤認を生じさせる説明又は当社が定める内容と異なる説明を行う行為
- (13) 当社の役員、従業員、業務委託先その他本サービスの提供に関係する者に対し、暴言、脅迫、威圧的な言動、不当若しくは過度な要求、長時間若しくは反復継続する要求その他社会通念上相当な範囲を超える言動を行い、当該者の就業環境を害し、又は本サービス若しくは当社の業務の運営を妨げる行為
- (14) その他、当社が本サービスの適正な運営又は安全性を確保する上で不適切と判断する行為

第 16 条（知的財産権）

1. 本サービス、本サービスのマニュアル、説明資料その他当社が提供する資料等に係る著作権その他の知的財産権は、当社又は正当な権利を有する第三者に帰属するものとする。
2. 代理店は、当社の事前の承諾なく、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 本サービス又はその付属物の全部又は一部を複製、改変、貸与、開示、配布又は翻案する行為
 - (2) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 当社又は第三者の知的財産権を侵害し、又は侵害しようとする顧客その他の第三者に対し、本サービスを提供し、又は利用させる行為
 - (4) 本サービス又は当社が提供する資料等の商標、著作権表示その他の表示を改変又は削除する行為
 - (5) 当社の承諾なく、本サービス又は当社の資料等に他の商標、記号又はマーク等を付して提供又は頒布する行為
3. 代理店は、顧客その他の第三者による当社の知的財産権の侵害を発見した場合は、速やかに当社に通知し、当社が行う必要な対応に協力するものとする。
4. 本サービスについて第三者の知的財産権に関する紛争が生じた場合は、当社に故意又は重過失が認められる事由があるときは、当社が必要な対応を行うものとする。

第 17 条（当社による情報へのアクセス及び問い合わせ記録）

1. 当社は、本サービスに登録、入力又は保存された情報について、本規約に定める場合を除き、本サービスの提供に必要な範囲を超えてアクセスし、閲覧し、利用し、又は第三者に開示しないものとする。

る。

2. 前項にかかわらず、当社は、次の各号の目的のため必要な範囲で、本サービスに登録、入力又は保存された情報及び操作履歴その他のログ情報にアクセスし、閲覧又は利用することができるものとする。

- (1) 本サービスの保守、運用又は障害復旧のため
- (2) 代理店からの問い合わせ、調査依頼その他のサポート対応を行うため
- (3) 不正アクセス、不正利用、認証情報の漏えいその他セキュリティ上の問題について調査又は対応を行うため
- (4) 本サービスの安全性の確保、障害の原因究明その他本サービスの安定的な提供に必要な対応を行うため
- (5) 法令、裁判所、行政機関その他公的機関からの要請に対応するため

3. 当社は、問い合わせ対応の正確性の確保、対応内容の確認及びサービス品質の向上のため、電話による通話内容を録音するとともに、電子メールその他の方法による問い合わせ内容及び対応履歴を記録、保存及び利用することができるものとする。

第 18 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。この場合、当社は、当該第三者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 19 条（損害賠償及び免責）

1. 当社は、本サービスに関して代理店に損害が生じ、当社に故意又は重過失が認められる場合に限り、その損害を賠償するものとする。当社が賠償すべき損害の範囲は、通常かつ直接の損害に限るものとし、その賠償額は、当該損害が発生した日の属する月の前月 1 か月分の月額手数料に相当する額を上限とする。
2. 代理店は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合、当社に対し、当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。
3. 代理店が、代理店業務に関連して顧客に損害を与えた場合、代理店は自己の責任と費用において対応するものとし、当社は、当社に故意又は重過失が認められる事由がある場合を除き、当該損害について責任を負わないものとする。
4. 前項に定める場合その他本サービスに関連して、代理店と顧客その他の第三者との間に紛争が生じた場合、代理店は自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、これにより当社に損害が生じた場合は、代理店は当該損害を賠償するものとする。
5. 代理店は、自ら又は顧客を通じて本サービスに登録又は入力される情報について、その正確性、完全性及び最新性を確認する責任を負うものとする。代理店又は顧客が登録又は入力した情報の誤り、不足、未更新その他の不備に起因して生じた損害又は結果について、当社に故意又は重過失が認められる事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとする。

第 20 条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、代理店が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 月額手数料その他当社に対する債務について、支払期日を経過し、当社の催告にもかかわらず相当の期間内に支払いを行わない場合
 - (3) 本サービスの申込み又は登録内容に虚偽の事実が判明した場合
 - (4) 当社の信用を毀損する事実が判明した場合
 - (5) 本サービスを違法、公序良俗に反する態様その他不適切な方法で利用した場合
 - (6) 本サービスの安全性又は正常な運営を害する行為を行った場合
2. 当社は、本サービスの提供を停止する場合、緊急やむを得ない場合を除き、事前に代理店に通知するものとする。

第 21 条（本サービス提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することが

できるものとする。

- (1) 本サービスに関する電気通信設備その他の設備について、保守、点検又は工事を行う必要がある場合
 - (2) 本サービスに関する設備又はシステムに障害が発生した場合
 - (3) 本サービスのシステム基盤を提供する事業者との契約が終了した場合
 - (4) 本サービスの提供に必要な電気通信設備、クラウドサービスその他外部サービスの提供が中止された場合
 - (5) 自然災害、戦争、テロ、暴動その他の不可抗力が生じた場合
 - (6) 第三者の故意又は過失により本サービスの提供が困難となった場合
 - (7) その他、客観的にやむを得ない事情が生じた場合
2. 当社は、本サービスの提供を中止する場合、緊急やむを得ない場合を除き、事前に代理店に通知するものとする。

第 22 条（本サービス提供の廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、原則として廃止日の 3 か月前までに代理店に通知するものとする。
3. 法令の制定若しくは改廃、天災その他当社が予期することのできない事情により、前項の期間を確保することが困難な場合は、当社は、可能な限り速やかに代理店に通知するものとする。

第 23 条（代理店からの解約）

1. 代理店は、当社所定の方法により解約申請を行うことによって、本契約を解約することができるものとする。
2. 本契約は、代理店が行った解約申請を当社が受領した日の属する月の末日をもって終了するものとする。
3. 代理店は、契約終了日の属する月までに発生した月額手数料その他の債務を支払うものとする。

第 24 条（当社による解除）

1. 当社は、代理店が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部若しくは一部の提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。ただし、当該事由がその性質上是正可能であり、かつ緊急に措置する必要がある場合は、当社は相当の期間を定めて催告し、当該期間内に是正されないときに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売又は租税滞納処分を受けた場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他これらに類する倒産手続の申立てがあった場合
 - (3) 解散し、又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (4) 監督官庁から業務停止、許可若しくは登録の取消しその他重大な処分を受けた場合
 - (5) 本規約その他当社との契約に重大な違反があった場合
 - (6) 月額手数料その他当社に対する支払債務を支払期日までに支払わない場合
 - (7) 当社の役員、従業員、業務委託先その他本サービスの提供に関係する者に対し、社会通念上相当な範囲を超える言動を行い、本サービスの提供又は当社若しくは業務委託先の業務の継続に支障を生じさせた場合
 - (8) 代理店業務について重大な問題があり、本サービス又は当社の信用を著しく害した場合
 - (9) 顧客に対する利用料金その他の取引条件の表示、又はその説明の方法について、当社が第 9 条第 6 項に基づき改善を求めたにもかかわらず、相当の期間内に必要な改善を行わなかった場合
 - (10) 本サービスの料金算定その他の適正な運営を妨げる目的で、登録情報、利用状態その他本サービス上の設定について不正な変更又は操作を行った場合
 - (11) その他、代理店としての契約関係を継続することが困難となる重大な事由が生じた場合
2. 代理店が前項各号のいずれかに該当した場合、代理店は、当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを支払うものとする。

第 25 条（秘密保持）

1. 代理店及び当社は、本規約に関連して相手方から開示を受け、又は知り得た営業上、技術上その他一切の非公知の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供、運営、保守その他本サービスに係る業務の遂行に必要な範囲で、当該業務を委託する第三者に秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当社は、当該第三者に対し、必要な秘密保持義務を負わせるものとする。
3. 前各項にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける以前から適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 開示された秘密情報によらず独自に取得又は開発した情報
4. 法令、裁判所又は行政機関等から開示を求められた場合は、必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとする。
5. 第1項の義務は、本契約の有効期間中及び本契約終了後5年間存続するものとする。

第26条（個人情報等の取扱い）

1. 代理店は、本サービスに顧客その他の第三者に関する個人情報その他の情報を登録し、又は当社に提供する場合、当該情報を適法に取得し、本サービスへの登録及び当社による取扱いについて必要な権限、同意その他の法的根拠を有するものとする。
2. 当社は、本サービスに登録、入力又は保存された個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため必要かつ適切な措置を講じるものとする。
3. 当社は、本サービスの提供、保守、運用、障害対応、セキュリティの確保、不正利用の防止及び調査その他本サービスの適切な運営に必要な範囲で、個人情報及び操作履歴その他のログ情報を取り扱うことができるものとする。
4. 当社は、本サービスに係る業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該第三者に取り扱わせることができるものとする。この場合、当社は、当該第三者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
5. 代理店は、顧客その他の第三者から個人情報の取扱いに関する苦情、請求その他の申出を受けた場合、自己の責任において適切に対応するものとする。ただし、本サービスの運営又は当社による個人情報の取扱いに係る事項については、必要に応じて速やかに当社に連絡し、当社と協力して対応するものとする。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 代理店及び当社は、自己又は自己の役員、実質的に経営に関与する者その他関係者が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとする。
2. 代理店及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 代理店又は当社は、相手方が前2項に違反した場合、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

第28条（契約終了時の措置）

1. 本契約が終了した場合、代理店は、当社の代理店である旨の表示を速やかに中止し、以後、当社の代理店であると表示してはならないものとする。
2. 本契約が終了した場合、当社は、代理店に付与した本サービス上の管理権限その他の利用権限を停止又は削除することができるものとし、代理店は、契約終了後、本サービスに登録、入力又は保存された顧客情報その他の情報を閲覧、取得又は利用することができないものとする。
3. 当社は、本契約終了後も、法令上の義務への対応、本サービスの運営、セキュリティ上の調査、紛

争対応、顧客対応その他合理的な必要がある範囲で、本サービスに登録、入力又は保存された情報を保管し、利用することができるものとする。

4. 当社は、前項の保管又は利用の必要がなくなった情報について、当社が適切と判断する時期及び方法により、削除又は廃棄することができるものとする。

5. 代理店は、本契約終了後に必要となる顧客情報、帳票、記録その他の情報について、自己の責任において、本契約終了前に必要な保存、出力その他の管理を行うものとする。当社は、本契約終了後、代理店がこれらの情報を閲覧、取得又は利用できることを保証しないものとする。

6. 本契約終了後、顧客による本サービスの利用継続その他本サービスの運営上必要がある場合、当社は、当該顧客と直接連絡し、必要な案内、確認又は手続きを行うことができるものとする。この場合において、顧客が希望するときは、当社は、当社所定の手続により当該顧客との間で本サービスの利用契約を直接締結し、当該顧客が本サービスに登録した情報を引き継いで利用させることができるものとし、代理店はこれに異議を述べないものとする。

7. 本契約の終了は、契約終了前に生じた代理店又は当社の権利義務に影響を及ぼさないものとする。

第 29 条（通知）

1. 当社から代理店に対する本規約又は本サービスに関する通知、連絡その他の案内は、代理店が当社に届け出た電子メールアドレスへの送信、本サービス上での表示、当社所定のホームページへの掲載、書面による通知その他当社が適切と認める方法により行うものとする。

2. 代理店は、当社に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更内容を届け出るものとする。

3. 代理店が前項の届出を行わなかったことにより当社からの通知又は連絡を受領できなかった場合であっても、当社が通常行うべき方法により通知又は連絡を行ったときは、当該通知又は連絡は通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第 30 条（契約終了後の効力）

本契約終了後も、第 16 条（知的財産権）、第 19 条（損害賠償及び免責）、第 25 条（秘密保持）、第 26 条（個人情報等の取扱い）、第 27 条（反社会的勢力の排除）、第 28 条（契約終了時の措置）、第 34 条（準拠法）、第 35 条（合意管轄）その他その性質上契約終了後も存続すべき条項は、引き続きその効力を有するものとする。

第 31 条（法令遵守）

代理店及び当社は、本契約、本サービスの提供及び利用並びに代理店業務その他本サービスに関する活動について、適用される法令、規則その他の規制を遵守するものとする。

第 32 条（完全合意）

1. 本規約は、本契約に関する代理店と当社との間の合意内容を構成するものとし、本契約成立前に行われた口頭又は書面による説明、協議、提案その他の内容と本規約の内容が抵触する場合は、本規約の定めを優先するものとする。

2. 前項にかかわらず、代理店と当社との間で、本規約と異なる事項について別途書面又は電磁的方法により明示的に合意した場合は、当該合意を優先するものとする。

第 33 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能となった部分を除き、本規約のその他の条項及び部分は、引き続き有効に存続するものとする。

第 34 条（準拠法）

本規約は、その効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠するものとする。

第 35 条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 36 条（協議解決）

代理店及び当社は、本規約の履行又は各条項の解釈について疑義が生じた場合、本規約に定めのない事項を含め、信義誠実の原則に従い協議の上、解決を図るものとする。

平成 29 年 7 月 8 日 制定
令和 3 年 12 月 8 日 改定
令和 4 年 5 月 1 日 改定
令和 5 年 10 月 2 日 改定
令和 6 年 6 月 21 日 改定
令和 6 年 8 月 20 日 改定
令和 7 年 3 月 19 日 改定
令和 8 年 1 月 20 日 改定
令和 8 年 11 月 1 日 改定